

障害児通所支援事業所等への

周知事項

目次

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正事項について
 - I. 安全計画の策定等
 - II. 自動車を運行する場合の所在の確認
 - III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

1 障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

< 従業者への周知及び研修、訓練 >

2 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

< 保護者との連携及び周知 >

3 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

1. 安全計画の策定等

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日（令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置あり）

（令和4年厚生労働省令第159号（令和4年11月30日公布））

<見直し及び変更>

4 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

II. 自動車を運行する場合の所在の確認

【対象：障害児入所施設、障害児通所支援】

施行日：令和5年4月1日

(令和4年厚生労働省令第175号(令和4年12月28日公布))

1 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

【対象：児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス】

施行日：令和5年4月1日（安全装置の装備が困難な場合は、令和6年3月31日までは安全装置を備えないことができる。ただし代替措置によって所在の確認を行うこと。）

<代替措置の例> 運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、児童が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

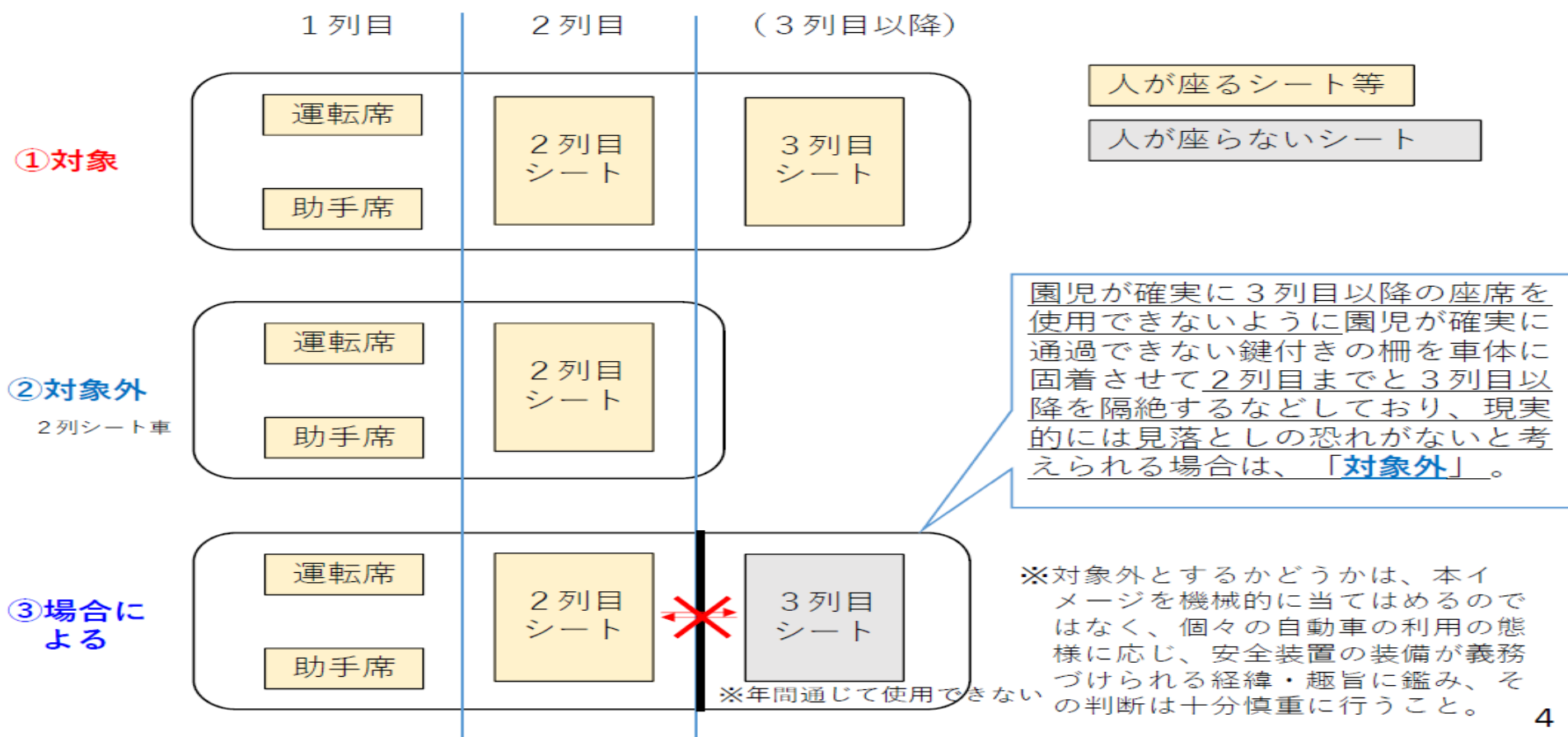
（令和4年厚生労働省令第175号（令和4年12月28日公布））

2 障害児の送迎を目的とした自動車（※）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（※運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

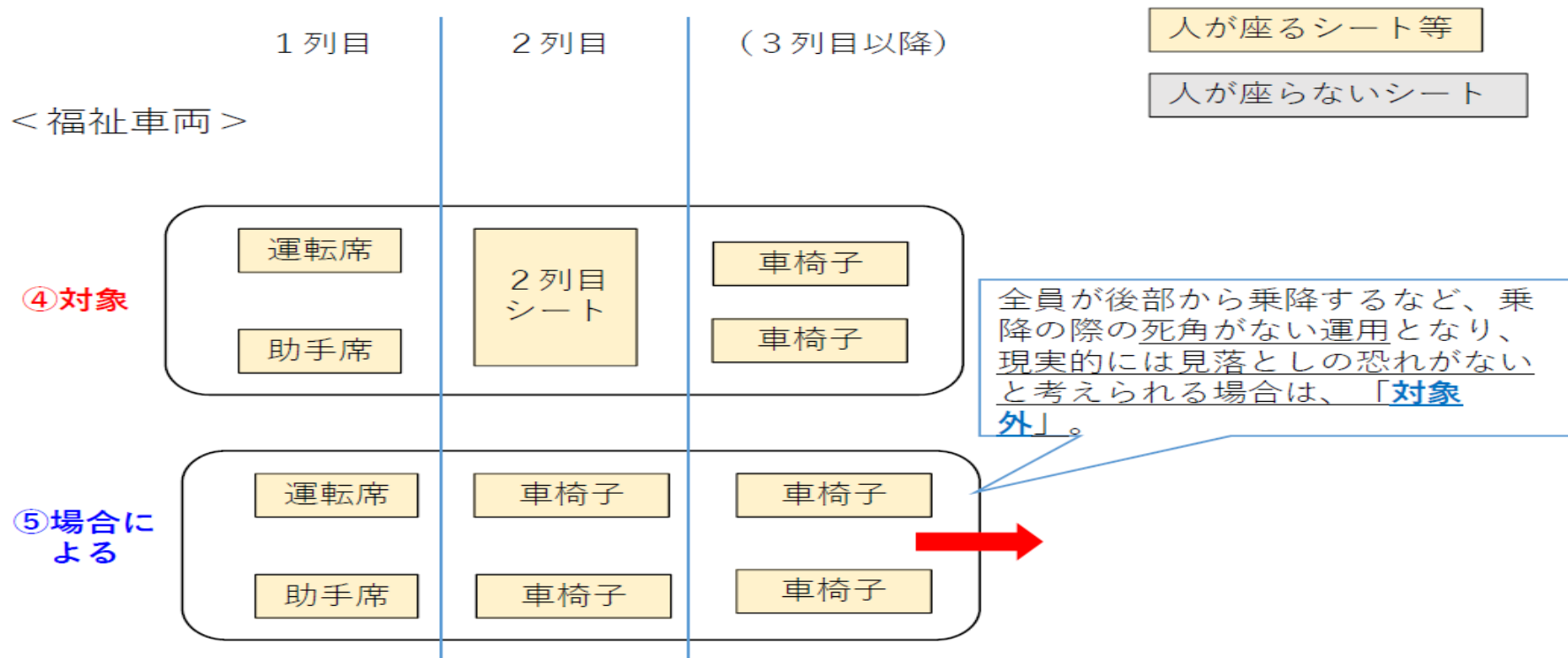
Ⅲ. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



III. 自動車を運行する場合の安全装置の装備

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

【連絡先について】

●下記のとおり（令和5年度より係制に変更）

< 県東部及び隠岐郡に所在する事業所 >

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係

〒690-8501 松江市殿町1番地

[TEL:0852-22-5327](tel:0852-22-5327) FAX:0852-22-6687

< 県西部に所在する事業所 >

島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室

〒697-0041 浜田市片庭町254番地

[TEL:0855-29-5645](tel:0855-29-5645) FAX:0852-29-5547

ご清聴ありがとうございました。